

< 立命館大学国際地域研究所創設 15周年懸賞論文受賞作 >

韓国における日本大衆文化統制
についての法的考察

中 村 知 子

はじめに

韓国では長年、いわゆる日本大衆文化を政府の政策として法律によって規制してきた。現在でも、日本の文化状況に対する関心が高い一方、日本という国に対するわだかまりがないとは言いきれない。

1998年10月、金大中政権になって初めて、日本大衆文化の段階的開放措置が実施され、すでに第3次開放までがなされた。ただし2001年4月に韓国が非難していた日本の歴史教科書が文部科学省の検定に合格したことにより、追加開放は凍結されたままの状態が続いている。^{*} しかしながら、ワールドカップ共催を終えた2002年8月、韓国国民が日本大衆文化の開放にそれほど大きな拒否感を表していないという調査結果が明らかになった¹⁾。これは、韓国の放送委員会が20歳以上の男女1000人を対象に実施したものであるが、調査の結果、「段階的に開放すべき」(77.3%)という回答が「全面開放すべき」(20.1%)を大きく上回った。注目に値するのは、回答者の61.6%が「開放は歴史教科書の歪曲など、過去の問題とは別に考えるべきだ」と答えている点である。過去の対日民族感情を考えると、これはかなりの変化であろう。

本論文を書くにあたっては、先行論文として、林夏生氏の「韓国の文化交流政策と日韓関係」(『国際文化交流の政治・経済学』平野健一郎編)および、金学泉氏の「日本大衆文化の開放」(『日本大衆文化と日韓関係』朴順愛、土屋礼子編著)の各論文に大きく依拠した。前者は、

^{*} 本論文は2002年12月に執筆したものであるが、2003年9月16日、日本語の音楽CD販売・日本製ゲームソフトの販売・アニメーションを除く日本映画の上映を、2004年1月から全面解禁するという「日本大衆文化の第4次開放」が発表された。李文化観光相は会見で、日本の音楽もインターネット経由で自由に聴くことができ、規制が無意味になっていると指摘した。ゲームソフトについても、ソフトに対する規制とは無関係にゲーム機本体が2000年から市販されていることから「実質的に全面開放されたのと変わらない」と語り、今回の措置が現状追認にすぎないことを認めた。(2003年9月17日、毎日新聞朝刊より)

日本大衆文化の規制理由を韓国政府が言う対日感情のみに求めることに疑問を呈し、韓国が最近になって日本大衆文化解禁という決断を行うに至った真の理由を探ることを目的としている。その規制導入から緩和に至る過程を焦点に据え、主として韓国側の対外文化交流政策の変遷の中で、特に対日文化交流政策がたどってきた変化を具体的に追いながら、その変化がもたらされた理由について考察を試みている²⁾。後者では、韓国における日本大衆文化の開放遮断の背景および過去の経緯が政策の視点から論じられている。日本大衆文化の段階的開放にいたるまでの対策や、開放に反対する側の論理や立場など、文化交流や開放論議の実態が浮き彫りにされている。しかしながら両者とも、日本大衆文化規制の背景および過去の政策の変遷を中心として社会的な視点から書かれたものであり、国家の文化政策それ自体について個々に検討したものではなかった。したがって、本論文では韓国の日本大衆文化禁圧政策を、一国家における「表現の自由」を巡る議論と絡めつつ、法的な視点をもって検討する

1．日本大衆文化のみが規制・統制されてきた理由

1) 日本大衆文化の主な規制理由

「大衆文化」という言葉を共通の定義によって解釈することは非常に難しいが、一般的には「社会の大多数をしめる一般勤労階級・民衆³⁾」の文化と行うことができよう。

韓国では外来大衆文化、とりわけ日本大衆文化への拒否反応が非常に強かった。規制対象として論議されてきた日本文化の問題はそのほとんどが大衆文化であり、日本大衆文化の影響を防ぐため、日本映画の一般上映をはじめ、日本語版のCD・レコード・テープの発売、公演などを長年にわたって制限してきた。いうまでもなくこのような政策は、韓国が36年間にわたって日本に植民地支配されていたことに起因している。そして日本文化規制政策は、独立直後から現在にいたるまで、形を変えながらも継続していると言えるであろう。

日本の映画や歌謡曲など、いわゆる「日本大衆文化」の輸入や公開に対する規制の根拠の一つとして、韓国国内における対日民族感情があげられる。これについて韓国政府は、「韓国国民の感情が日本の植民地支配によって傷つけられたまま完全に癒えておらず、この状態で日本文化の無制限な流入を許すことは韓国国民の感情を乱すものである」という説明を繰り返してきた⁴⁾。実際、日本の植民地支配は韓民族の固有文化抹殺を導き、それは日本と日本文化に対する強い反感を朝鮮半島の人々の中に根付かせる原因となったのである。

しかしながら解放以後、全ての「倭色文化」が排除されたわけではなかった⁵⁾。植民地時代の日本の法体系や教育制度が取り入れられ、それはやがて韓国人自身によって再生産され、土着化していくようになったのである⁶⁾。したがって、この構造を残したまま『日本的なもの』全てを除去することはほぼ不可能に近かったのである。それでも全面的な排除が求められていたのは、独自の文化的アイデンティティを確立するという新生国民国家としての必要性と、植

民地支配の記憶ゆえに日本的なものを排除しようとする国民感情のエネルギーが、その方向性において基本的に一致していたからだといわれている⁷⁾。

日本大衆文化各ジャンルの許容度について見ると次のようになるが、その禁止基準は曖昧で、非常に恣意的な判断に委ねられてきたとされている。たとえば、日本製テレビ番組は放送法の条項に基づいてそのほとんどが放映禁止されてきたが、日本製テレビアニメは何の障害もなく放送の創生期から現在に至るまで、韓国放送局の主力ソフトとして活用されつづけてきた⁸⁾。日本映画については1997年の日本大衆文化開放を機に上映されるようになったが、歌謡曲は依然として全面規制されている状態である。日本の書籍については、1970年の夏、『徳川家康』の韓国語版『大望』が二万セット、四十万冊以上という空前のベストセラーを記録し、日本書籍の輸入も急激に増加した。1987年までは輸入される外国の書籍や雑誌などの検査を厳しくし、左翼系として不穏と認められる書籍や雑誌の輸入を抑えていたが、いわゆる「6・29盧泰愚宣言」による政治的自由化以後、ほとんど制限なしに輸入されるようになった。

そして21世紀を迎えた現在でも、民族感情を理由にした日本文化拒否の姿勢は続いている。2001年の「日本の歴史教科書問題」に対する韓国政府の対応策（「日本文化追加開放中断宣言」）も、これに当てはまるであろう。しかし、林夏生氏は日本大衆文化が解禁されない根拠を、韓国政府の言う「民族感情」のみに求めることに疑問を呈している。その理由として、「日本大衆文化の解禁に向けた1980年代以降の韓国政府内部の動きは、韓国側の対日感情の改善を伴うものではなかった」「国交正常化とともに日本との公式な文化交流事業が開始されながら、大衆文化の規制のみが強く維持されてきた」という2点をあげている⁹⁾。

では「民族感情」以外に日本文化を規制する理由となりえたのは何であろうか。日本大衆文化開放に反対する意見の主な理由としては、植民地時代の問題が解決されていないため、国民的共感の土台が不足しているため、韓国に文化産業の競争力が不足しているため、日本大衆文化の暴力・性表現のため、があげられている¹⁰⁾。先の二つについては、上記にあげた規制理由である「対日民族感情」と対応している。からは「経済的利害」、からは「日本大衆文化の低俗性」を、その規制理由として導き出せるであろう。

と関連して、経済的利害を考慮した上での政府による文化統制は、朝鮮戦争の復興後にさかのぼる。復興後の韓国大衆文化の骨格を形成するメディアは、映画とテレビであった。しかし、外国の製作物が完全に自由に流入する、または開放された形態では、競争力を育てることはできない。つまり韓国の国内映画が市場支配力を失うことを危惧し、日本映画への脅威論も高まったのである。

最後に の「日本大衆文化の低俗性」についてであるが、日本大衆文化の流入を議論するにあたり、青少年問題は最も重要な主題を提供すると言われている。韓国では90年代に入るとともに放送の主なターゲットが10代に設定され、暴力や性表現をはじめとする青少年問題も深刻な社会問題として台頭し始めていた¹¹⁾。それと並行し、学校での暴力やイジメ問題の原因とし

て、密輸入された日本のマンガなどの「日本大衆文化の低俗性」が指摘され出したのである。

2) 「表現の自由」を制限できる論理

次に、日本文化を規制することによって生じる言論・表現の自由を制限できる論理とは一体何であろうか。韓国の憲法理論にそってそれを検討することによって、どのように日本文化の規制が正当化されてきたかを探りたいと思う。

韓国では憲法第21条において、「全ての国民は言論・出版の自由を持つ」という言論・出版の自由を保障している。一般的にその存在意義としては、国家秩序形成の積極的な性格、人間の尊厳性、思惟の自由を前提とすることの重要性があげられている。言論・出版の自由の限界について、韓国の憲法は二つの形で明記している。つまり、「言論・出版は他人の名誉や権利または公衆道徳や社会倫理を侵害してはならない。言論・出版が他人の名誉や権利を侵害したときは、被害者はこれに対する被害の賠償を請求することができる」(第21条4項)と、「国民のすべての自由及び権利は、国の安全保障、政治秩序または公共福利のために必要な場合に限り、法律により制限することができ、制限する場合においても、自由及び権利の本質的内容を侵害することはできない」(第37条2項)がそれに該当する。後者についてはその一般的な法律留保にしたがって、言論・出版の自由を制限する単行法律が制定されており、そのような法律として「定期刊行物の登録等に関する法律」「放送法」「軍事機密保護法」「軍事施設保護法」「外国刊行物輸入配布に関する法律(1999年1月廃止)」「出版社および印刷所の登録に関する法律」などがあげられる。

しかし、憲法第21条4項が規定する「公衆道徳」や「社会倫理」の侵害に対しては、その法的効果に関する明示的な言及をしていない。これについて韓国の憲法学者、許訥(ホ・ヨン)氏は、憲法が定める「言論・出版の自由」の憲法的限界が何を意味するのか、その具体的な内容は、憲法の統一性に立脚して憲法上の異なる保護価値及び価値指標との相互関係下で探らなければいけないと述べている¹²⁾。彼の主張する具体的な内容は、「『われわれ子孫の安全と自由と幸福を永遠に確保』しようとする憲法精神(前文)との相互関係下において、青少年保護ないしは青少年教育に逆行する言論・出版は、許容されない。憲法が追求する『伝統的な文化国家の精神』(第9条)からはずれる言論・出版は許容されない。例えば、裸体文化や近親婚などを宣伝・奨励する言論・出版が指弾されなければならないのもそのためである。わが憲法が保障する男女同権に本質を置いた婚姻・家族制度(第36条第1項)に反する言論・出版は許容されない。わが憲法が志向している民主的基本秩序(第1条、4条、8条)との相互関係下において、民主的基本秩序を封印あるいは破壊しようとする反民主的な言論・出版は、保護されない。」となっている。

筆者は、以上の論理をもって、日本文化が規制されてきた根拠を説明することも可能であると考える。例えば、の憲法精神との相互関係において、青少年保護のためには日本の低俗な

大衆文化は拒否されて然るべきだと主張ができるであろう。とについては韓国の伝統的な社会構造が関係してくる。韓国では「同姓不婚」という族外婚制や「異姓不養」という養子制度などの禁止が社会の基本的な慣習となっている。日本は従兄弟との結婚も可能な社会であるのに対して、韓国は数百万人も抱えている同じ氏族同士の結婚を、社会の慣習のみならず法律でも禁止している。この立場からみると、日本人は家族や近い親族間の結婚を認める未開民族であり、特に映画やマンガなどは猥褻で低級文化であると印象付けられてきたという¹³⁾。したがって憲法が定める「伝統的な文化国家」の精神(第9条)と婚姻・家族制度(第36条第1項)を盾に、日本大衆文化の受容拒否がなされてきたと捉えることもできる。このように、日本大衆文化の規制が、言論・表現の自由を制限できる論理によって正当化されてきた一面があると考えられる。

1998年4月20日、韓国の憲法裁判所は言論・出版の自由の制限について次のような見解を示した。「言論・出版の領域において、国家は単純にどのような表現に価値がなく有害だという主張だけでその表現に対する規制を正当化させることはできない。その表現の害悪を指定する一次的な機能は、市民社会内部に存在する思想の競争メカニズムに任せられているためである。しかし対立する多様な意見と思想の競争メカニズムによっても、その表現の害悪がはじめから解消できない性質のものであったり、または他の思想や表現をもって解消されるにはあまりにも大きな害悪を与える表現は、言論・出版の自由によって保障されず、国家による内容規制が広範囲に許容される」¹⁴⁾。しかしながら日本大衆文化に対しては、民族感情を背後にその一部をもって、低俗あるいは大きな害悪を与えるという理由により、全般にわたる規制が正当化されてきたのである。

2. 日本大衆文化統制の法的根拠および文化統制を巡る法的争い

本章では、日本大衆文化がどのようなかたちで規制されてきたのかを、その歴史をたどりつつ各種の法律に照らし合わせてみていく。

1) 過去の政権による文化関連政策

そもそも日本文化はどのような法的根拠をもって規制されてきたのであろうか。法律の明文における日本文化締め出しの始まりは、1948年8月15日の大韓民国政府樹立直前の7月17日に公布された、大韓民国憲法101条(特別法)による「1945年8月15日以前の悪質な反民族行為の処罰」である。同年の9月22日には、反民族行為処罰法が制定された。この法律の適用対象は、日本の統治権力に追従あるいは同調した警察官僚や文学者が中心であった。しかし、日本への追従はすなわち反民族行為であるという当時の社会的雰囲気の中では、日本文化の一掃は当然のこととして受け止められており、韓民族のコンセンサスとして日本の大衆文化が自

然に締め出されたのである。

1950年代末には韓国社会でも大衆文化の及ぼす社会的な影響が注目を集めだし、政権を批判するような大衆歌謡曲に対する取締りが始まった。同じ頃、韓国人の作詞家・作曲家・歌手による作品でありながら、日本の演歌に似ていると指摘される歌謡曲が増え始め、これらもまた「倭色歌謡」「低俗歌謡」であるとして批判的に指摘される例が多くなった¹⁵⁾。

1960年4月19日の学生革命以降、一時的な政治的自由化を迎えるが、翌年の1961年には朴正熙が軍事クーデターによって軍事政権を樹立した。しかしながらこの一時的な自由化現象の中で、週刊誌の創刊ラッシュやテレビ・ラジオ放送の放送時間の延長が相次ぐなど、「文化爆発」とも呼ばれたメディア空間の急拡大が起こる。したがって韓国国内の大衆文化産業によるソフト生産がこれに追いつかず、結果的に外来大衆文化の流入が誘発された。

朴正熙政権は成立当初から、「韓国社会の発展のためには伝統的な民族文化を保護・育成するのみならず、国際的な文化交流によって望ましい外来文化を取り入れ、新たな民族文化の発揚を進めるべきである」との立場を明らかにしていた¹⁶⁾。しかし、社会的混乱を招くおそれのある文化は交流の対象から除外して国内的にも強い規制の下におこうとした。社会に悪影響を及ぼす「低質文化追放運動」を行い、長髪の禁止などの社会浄化を始めたのもこの頃である。原則的な規制政策に反して大量の外来大衆文化が流入するという現象は、軍事政権である朴正熙政権にとって危惧すべき状況であった。政権の成立直後、「反共法」を定めると同時に、外来大衆文化の輸入や流通を規制する根拠となる文化関連法の整備を進めていったのも、そのような理由からである。

今日の韓国における対外文化交流政策の基盤となる法律や組織は、この朴正熙政権下で整備された部分が多い¹⁷⁾。これまで韓国国民の「反日感情」を理由に「民族の主体性涵養」や「民族文化の創造的開発」に反するとして日本の大衆文化の導入を阻んできたのは、主に60年代の朴正熙政権時代に制定され、その後たびたび改正されてきた表1の法律である。

ここで注目すべきは、外国文化関連法律のどこにも日本文化は勿論のこと、特定の外国文化を指して文化規制を行うといった内容の条項は存在しないということである¹⁸⁾。たとえば1961年に制定された「公演法」では外国人が国内で公演を行うか、または外国人を国内に招致して公演させようとする者は、文化体育部長官の許可を受けなければならない、「国民感情を害する憂慮があるか、公序良俗に反する外国の公演物を公演してはならない」(公演法第19条)と定められていた。1962年6月には「放送の自由と品格を自律的に強化し、積極的に公共の福祉増進と民族文化の向上を図る」という目的で放送界や宗教、言論、法曹、音楽など各界の代表15人からなる「放送倫理委員会(放倫)」が発足した。放倫は63年1月から放送倫理規定に従って放送内容の審議を始めた。この規定は総則で「放送は社会正義を尊重し公序良俗に反する内容や表現をしてはならない」(第3条)などといった常識的な基本原則をうたっているのみで、ここでも特に日本文化については触れられていない。

表1 外国文化関連法律¹⁹⁾

法律名	関連事項	主管機関	備考
放送法及び総合有線放送法*	報道以外の外国放送番組の輸入推薦	放送委員会	
	ニュース・スポーツ推薦を除く外国放送番組、劇映画、漫画の事前審議		
公演法	音楽・舞踊・演劇・演芸など芸術的または娯乐的公演の台本審議など	韓国公演芸術振興協議会(公協)	97年全面改正。公倫を公協に改組
	外国人の国内公演許可	文化観光部	
映画振興法	外国映画輸入推薦	公協	95年、映画法全面改正
	外国映画の輸入許可	文化観光部	
音盤、ビデオ及びゲーム物に関する法律	外国の音盤、ビデオ、ゲームの輸入推薦	公協	99年1月法全面改正
	外国の音盤、ビデオ、ゲームの内容審議		
外国刊行物輸入配布に関する法律	外国刊行物の輸入登録	文化観光部	99年1月廃止
	外国刊行物の輸入推薦	文化観光部	一部制限以外は推薦制廃止

同年の12月16日になると、韓国初の「放送法」がクーデター政権下の立法機関である国家再建最高会議によって制定された。それと同時に「放送倫理委員会」は放送法に編入されて法定機関となり、ますますその権限を強めていったのである。放倫は下部組織として放送歌謡審議委員会をおき、65年11月に歌謡審議規定と放送歌謡審議細則を制定した。この細則は、「(日本の歌謡曲に多い)ミヤコブシ(都節²⁰⁾)の音階は日本固有の音階で、反民族的であり、低俗、退廃的であるが故に、この音階の曲は韓国の歌であっても禁止する。リズム、ムード、唱法などは事前に一律に規定しがたいため、その都度聴取しながら判定する」という厳しいものであった²¹⁾。こうした強硬論は主に韓国国内の指導層の支持を得ることになり、韓国の大衆歌謡は日本の歌でなくても「ミヤコブシ」だという理由のみで「倭色歌謡」として追放され始めたのである。66年1月には「倭色歌謡」19曲が放送禁止の処分を受け、翌年の67年4月になると禁止曲は48曲にまで増えた²²⁾。

全斗煥大統領の就任直後には国民投票で制定された新憲法下において、臨時の立法機関である国家保衛立法会議が設置された。国家保衛立法会議は、1981年4月に解散するまで189件の法律を成立させ²³⁾、この間の80年12月31日には「言論基本法」を成立させた。この言論基本法の下では民間放送が禁止され、放送委員会を新たに設けて放倫の職務を移管した。しかし、放送委員会の下部組織として放倫時代の審議規定を引き継いできた放送審議委員会は、87年9月、言論基本法廃止が間近になると、「表現の自由を統制しすぎた」として「倭色歌謡」を解禁した。このとき、それまでの約20年間で放送を禁止された「倭色歌謡」は250曲にまで達し

ていたという。

当時、貿易に不均衡があったとはいえ、日韓間の経済交流は活発であり、韓国社会は近代的な工業化や発展に必要なものを積極的に取り入れていたが、一方で政府は自国の安定や国内文化産業の市場を脅かす外来大衆文化の流入を抑えようとしていた。ここに、反共法や外来文化を規制する法律によって、当時の軍事政権が大衆の不満の矛先を、政権や政治ではなく、北朝鮮や日本に向けさせようとしていたという意図が感じられる。朴正熙、全斗煥ともに、政権を安定させつつ近代的な工業化をはかり経済危機を乗り越えるためには、日本からの資金あるいは技術援助が必要であった。しかし自らの政権の正当性を示すためには建前的に反日を装わなければならないと、親日という事実を覆い隠す必要があったのである。したがって外来大衆文化、特に日本文化や共産圏のものに対する規制が強化されざるをえなかったと考えられる。

言論規制政策や文化関連法が緩和され始めたのは、1987年に成立した盧泰愚政権以降であり、たとえば1990年に李御寧^{イ・オリョン}初代文化相が、日本大衆文化の輸入解禁を主張している。しかしその時点ではマスコミも世論もそれを受け入れるまでには至らなかった。

金泳三政権期の1992年になると、李正秀^{イ・ジョンス}文化相が「ロシアや東欧、中国の文化まで受け入れている状況で、日本文化だけに門戸を閉ざしているのは好ましくない」ことを表明した。しかしこれは基本的に従来の韓国政府の方針を根本的に覆すものであり、世論や政府内部の強い反対を招いた。賛否両論にわたる大規模な議論が展開されたのは、1994年、孔魯明^{コンノ・ミン}駐日韓国大使が、「日本では優秀な韓国映画が上映され評価されている一方で、韓国では書籍・ビデオテープ・衛星放送などを通じた『黙認された非公式な流入』による接触が主である」として、「良質な日本大衆文化については段階的に選別して公式に受け入れ、日韓両国の文化交流と相互理解を本格的に推進すべき時期に来ている」²⁴⁾という発言をしてからである。政府の政策としては1994年2月26日、日本大衆文化を段階的に開放していくという「三段階開放」案が基本方針として選択され、これまで日本大衆文化に対して批判一辺倒であったメディア上でも、「日本の大衆文化はすでにわれわれの生活に深く浸透している。誰もがこの事実を知りながら、あえて顔を背けてきただけだ」(1994年2月25日付け中央日報、社説)などという声が出始めた。

日本大衆文化の開放が具体的に政府の政策として実行され始めたのは、金大中政権下である。金大中大統領は当初から文化鎖国主義に反対であるという姿勢を表明しており、日本大衆文化の開放にも積極的であった。1998年5月13日には池明観^{チ・ミンガン}を委員長とする「韓・日文化交流政策諮問委員会」を発足させ、メディアに対する政策としては、これまで放送や新聞を監督してきた公報処(庁)を廃止し、「放送の独立性確保」、特に政治からの独立を目指した。同年の10月20日には、日本大衆文化の段階的開放が発表され、第1次開放が実施されたのである。そして現在は第3次開放まで実施されているが、この開放政策について、詳しくは次章で述べることにする。

2) 韓国における映画政策 「表現の自由」を巡る法的争いと日本映画の法的規制

1)では、主に過去の政権の政策について述べたが、次に具体的に日本大衆文化(日本映画の上映)を規制してきた一例として韓国の映画政策をとりあげてみたい。ここでは、日本映画のみならず一般に「表現の自由」を制限してきた法律条項について、憲法裁判所が下した判断も紹介する。現在、映画について定めている法律は映画振興法であるが、1995年以前は映画法という法律が制定されていた。朴正熙政権期に法令整備の一環として映画法の制定が着手され、1961年12月12日内閣によって提案された映画法案は、1962年1月20日、法律第955号として公布、即時施行された。これにより、大韓民国最初の映画に関する基本法が制定されたのである。

1962年から80年代上半期までは新しく映画法が制定され、それが4度にわたって改正された時期である。この時期には検閲制度をはじめ映画製作申告、上映許可、上映停止と中止権の付与、そして映画業の許可ないし許可的な運営の登録制度など、規制的な側面が強かった。また外国映画輸入の利権および編数の増加を防ぎ、韓国映画産業の育成ないし企業化誘導に重点をおくといったその場しのぎの応急措置式の改定が繰り返された。したがって映画芸術の積極的な振興のための政策がしかれたというよりは、規制と検閲のための制度から抜け出せなかった時期と捉えられている²⁵⁾。

日本映画上映規制の法的根拠となる条文としては、映画法第10条「外国映画を輸入せんとする者は文化部長官の推薦を得なければならない」、映画法施行令第11条「次の各号の一つにでも該当する外国映画に対しては、その輸入の推薦をなしえない。反国家的な内容と認められるもの、社会秩序を乱し、または美風良俗を害するおそれがあると認められるもの、国との国交に害を与えるおそれがあると認められるもの」があげられ、さらに文化部長官の推薦を得るためには映画法に従ってまず、公演法によって設置されている公演倫理委員会の審議をへなければならなかった。映画法第12条の第1項は、「映画(その予告編を含めて)は、その上映前に公演法によって設置された公演倫理委員会の審議を受けなければならない」、第2項は「第12条第1項の規定による審議をへない映画は、上映しえない」と定め、公演倫理委員会による映画審議の規準として、「公序良俗を害するか、または、社会秩序を乱すおそれのあるもの、国家間の友好を損傷するおそれのあるもの、国民精神を弛緩させるおそれのあるもの」に該当する映画は許可できないとした。

古くから韓国映画界は、映画法第12条の規定について「公演倫理委員会による映画やその脚本の事前審議は検閲にあたるもので、検閲はそれを明文規定で禁止している憲法に反するものである」と主張してきた。さらに第13条の「該当部分を削除しても上映に支障がないと認められる場合は、その部分を削除して審査済みとする」、すなわち映画の問題となる部分を削除して上映することについても、「映画の芸術性を無視したもので不当である」と批判している。つまり日本映画や外国映画を巡る以前の問題として、韓国の国内映画自体を規制してき

た法律が、長い間、存在してきたのである。

映画法第12条を巡る論争については、1996年10月4日、憲法裁判所による映画事前審議違憲決定という形で判断が下された。憲法裁判所は、96年10月4日「映画振興法」(1995年12月30日改正)第12条に規定した「公演倫理委員会」(公演法、第25条3項)による映画の上映前審議が違憲であるという判決を下した。この時期、すでに本来違憲審議が請求した「映画法」(1984年12月31日、法律第3776号に改定されたもの)は廃止されていたが、映画法第12条1項および第2項と同様の内容が映画振興法に規定されていたため、審議の対象となった。これは、映画会社の代表、姜憲^{カンホン}氏が、92年4月、全教組(全国教員組合連合)解職問題を扱った映画「閉じられた校門を開けて」を事前審議なしに上映した嫌疑で不拘束起訴され、第12条などに対する違憲提請をし、ソウル刑事地方法院の判事である金健猛^{キムゴンメン}氏がこれを受けて憲法裁判所に違憲提請をした(93年)ものである。同時に憲法裁判所は、光州事件を取り上げた映画「夢の国」を事前審議なく上映した疑いで拘束起訴された映画人、ホン・キソン氏と柳寅澤^{ユインテク}氏が91年に提出した映画法第12条に対する憲法訴願を、同様の理由で受理した。これにより憲法裁判所は、「映画法第12条第1項、第2項および第13条第1項が規定している映画に対する審議制の内容は、審議機関である公演倫理委員会が映画の上映に先立ちその内容を審査し、審議基準に適合しない映画に対しては上映を禁止することができ、審議を受けない映画を上映する場合には、刑事処罰まで可能にしたものがその核心であり、これは明白に憲法第21条第1項が禁止した事前検閲制度を採択したものである」(1996・10・4 - 93憲カ13)という判決を下した。

映画に対する事前審議制度の違憲判決は、韓国映画史上、画期的な事件と見ることができる。これによって国家行政権による映画の事前検閲が事実上撤廃され、民間機構の自律審査を経て映画が原型どおりに一般公開される道が開かれたからである。これは表現の自由を重要視する時代の流れ、映画に対する政治的な統制から抜け出そうとする映画人の努力と要求が肯定的な評価を受けたものと考えられる。今後の課題として、クオン・セギ氏は以下のように述べている。「一般的に現代社会においては、個人の自由を確保しようとする要求と社会的な平等を達成しようという要求が緊張を保ちながら存在している。個人の自由も尊重しなければならず、社会的平等も保障しなければいけない。同じように個人の創作や選択の自由も必要であり、社会的道徳的責任もおおざりにすることはできない。この憲法裁判所による決定は、創作と選択の自由に優先権を与える判決だということができる。しかし、だからといってその社会的影響と道徳的責任を考慮しなくてもいいわけではない。伯仲した緊張関係にありながら、ある一方に偏るべきではないというのが、自由と責任の関係である。この二つの要求の均衡と調和を導き出し維持することが、我々の課題である」²⁶⁾。

しかしその後も、憲法裁判所の違憲決定にかかわらず、政府が映画を開封前に審査して上映禁止を命じることができる措置、「外国映画の輸入推薦制度」が残された。外国映画は「映画

振興法」の第10条外国映画の輸入推薦に関する規定にしたがって、外国映画を輸入する時の審議に先立ち「文化体育部長官の輸入推薦」を受けなければならなかったのである。これに対して文化体育部は、「我々の美風良俗や社会秩序を守るための最小限の措置」として輸入推薦権を継続させる意思を表明していた。しかしながら、関係当局が裁量権を濫用して映画規定措置として悪用する憂慮があるという主張とともに、輸入推薦制度も民間機構化するのが望ましいという見解がもちあがり、現在は映画振興法第6条の外国映画の輸入推薦（改定2002. 1. 26法律6632号）によって「映画輸入業者が外国映画を輸入しようとするときは、当該外国映画に対して、音搬・ビデオ及びゲームに関する法律による映画物等級委員会の輸入推薦を受けなければならない。」という規定に変更された。つまり国に直属する文化体育部長官の輸入推薦から民間機構である映画物等級委員会に、その権限が移行したわけである。

映画に対する事前審議制度は違憲であるという判決が出された一方で、民間機構（映像物等級委員会）の自律審査は現在も続いており、映画等級制は検閲に当たらないという見解が示された。映像物等級委員会の業務は、同委員会運営規定（第2条）によって、「委員会は映画・音盤・ビデオ・ゲーム及び公演と広告宣伝物の倫理上及び公共性を確保し、青少年を保護するために次の各号の事項についての有害可否を審議する。 憲法の民主的基本秩序に反したり国家権威を損傷する恐れがある事項、 暴力、淫乱等の過度な描写によって美風良俗を害したり社会秩序を乱す恐れがある事項、 国家的な外交関係、民族の文化的主体性などを毀損し、国益を害する恐れがある事項」²⁷⁾となっている。ここでは、 は、共産主義、及び北朝鮮のもの、 は日本のものを指すと考えられる。

映画等級制の合憲性については、次のように説明されている。「検閲禁止の原則は全ての形態の事前的規制を禁止するものではなく、単に意思表示の発表可否がもたら行政権の許可に左右されている事前審査のみを禁止することを意味し、また精神作品の発表以後に初めて取られる事後的な司法的規制を禁止しない。したがって審議機関において許可の手続きを通して映画の上映可否を究極的に決定できるようにすることは検閲に該当するが、たとえば映画の上映による実定法違反の可能性を事前に防ぎ、青少年等に対する上映が不適切な場合、これを流通段階で効果的に管理できるように予め等級を審査するのは、事前検閲ではない」²⁸⁾。

以上の論理にしたがって、外国映画輸入の具体的な手続きについては映画振興法の施行令（制定96. 6. 29大統領令第15085号・改定2000. 4. 22大統領令16794号）で、「映画振興法第6条の規定により外国映画の輸入推薦を受けようとする者は、外国映画輸入推薦申請書に文化観光部令が定める書類と映画プリント1部を添付して、公演法第17条の規定による映像物等級委員会に提出しなければいけない。映画物等級委員会は、第1項の規定による輸入推薦申請があるときには、当該映画が第5条の輸入推薦規準に該当するかどうかを審議し、輸入推薦規準に該当する場合に限って外国映画輸入推薦書を交付しなければならない。映画物等級委員会は、第2項の規定による外国映画輸入推薦書を交付したときには、その交付した日から5

日以内に外国映画輸入推薦結果報告書を文化観光部長官に提出しなければならない。(第4条)と定められている。輸入推薦規準についてもその第5条で、「次の各号のいずれかに該当する外国映画については輸入推薦できない。反国家的な内容だと認められる映画、社会秩序を乱し、美風良俗を害する憂慮があると認められる映画、外国との正常的な国交関係を害する憂慮があると認められる映画」と決められた²⁹⁾。

これまで見てきたように、日本大衆文化に対する規制は法律で明文化されているわけではなく、あくまで映画振興法やその他の文化関連法律に基づく行政措置であった。鄭宗燮^{チョンジョンソプ}氏は『韓国の民主化における憲法裁判所と権力統制』の中で、「行政立法や行政措置は独裁や権威主義統治のもとで恣意的な権力を行使しやすく、そのような行政立法の濫用においては行政立法の違憲性審査のシステムだけを無力化させておけば、執権者は一般行政処分、統治行為、行政立法などを道具として自分の意図どおり統治できる」³⁰⁾と指摘している。韓国では権威主義統治下において、一般国民に対しても表現の自由と知る権利を統制し、執権勢力の統治に対する批判や、隠蔽された情報に接近しようという試みを積極的に展開してきた³¹⁾。したがって独裁政権が終焉し、憲法裁判制度によって権力統制がなされるようになったということは、これまでの不合理な法律やシステムが打破されつつあると言えるのではないだろうか。

しかしながらその一方で、日本大衆文化という枠組みが未だに行政措置によって制限されているという事実は、法治主義の構造の確立に向けて課題が残されていることを示唆しているとも考えられる。

3. 「日本大衆文化開放」を巡る議論

先に述べたとおり、日本文化開放のきざしが見え始めたのは盧泰愚政権時であり、具体策が検討されるに至ったのは金泳三政権以降であった。それ以前は、いわゆる植民地時代の雰囲気清算するという段階で、世論と政策がほとんど分離されないまま、「同じ声」すなわち「拒否の声」を出していたといえる³²⁾。

1) 「日本大衆文化開放」議論の背景

日本文化開放が議論されるようになった背景としてどのようなことが考えられるのか。注目すべきは、対日感情の動向である。従来政府の説明を日本文化拒否の理由としてそのまま受け入れるなら、開放が議論されるようになった背景には対日感情の好転が見られなければならない。しかし、1990年の従軍慰安婦問題、92年の日韓保護条約の効力をめぐる議論の急浮上、95年の日本政府の「政府50周年決議」に対する批判の高まりなど、日韓関係の過去と現在のあり方を巡る政治的な論争は絶えることがなく、むしろこの時期、日本批判を主な内容とする随筆や反日小説などが数多く出版され話題を呼んでいた。

ではこのような状況のもとで、日本大衆文化に対する規制緩和が主張され始めた理由は何だったのか。まず外交面でいうと、北東アジアの冷戦構造が流動し始めた中で、日韓両国の一層密接な連係が必要であるとの認識が再確認され、両国間の歴史に関わる問題を一時的に凍結してでも互いに歩み寄ろうとする姿勢を打ち出していた。次に、民主化に伴って各種の文化関連法が緩和され、従来の外来文化流入規制の根拠が失われつつあったという点である。高度経済成長を達成し、民主化とソウルオリンピックを成功させたことで、長年、文化政策の目標としてきた文化アイデンティティの確立と国家の社会的な発展がほぼ達成されたという自信の獲得、および共産圏諸国による文化宣伝の脅威が相対的に失われつつあったという事実が、その背景として指摘されている。つまり国内の文化規制自体が形骸化されてきたといえるであろう。さらには、韓国の大衆文化産業市場をめぐる経済的な状況と韓国政府による政策の変化もあげられる。1980年代後半に経常収支が黒字化し、世界経済に積極的に関与するようになった韓国は、文化商品を含む貿易自由化や知的所有権の保護といった国際的潮流を無視することができなくなった。これまで国内的な規制のために国際的競争力を失いがちであった韓国国内の文化産業を成長させるために規制を緩和し、諸外国との交流を深める中でさまざまな刺激を受け、技術移転を進めるなどして国際的な競争力を獲得するという方向を取り始めたのである³³⁾。

その他には80年代の後半から大衆消費社会化が進行し、一般市民が私生活を楽しむ意識が進化したことや、コンピューターネットワーク環境の中で育ったN世代の台頭があげられる。日本大衆文化が公式に開放され以前から、日本関連のサイトにはあらゆる日本大衆文化があふれていた。つまり、インターネット上で簡単に世界中の情報を手に入れられる時代に突入したのである³⁴⁾。以上のように、政治的要因、多様性への要求と通信の発達、さらには技術的、理念的な統制の限界が変化の理由として考えられる。

2) 金大中政権下の文化政策について

1998年10月20日、金大中大統領は日本大衆文化の段階的開放を発表した。現在、第3次開放まで実施されているが、その概要は以下のようになっている。

日本大衆文化の段階的開放措置の概要

【第一次(1998年10月20日)】

a. 映画およびビデオ部門

四大国際映画祭(カンヌ、ベネチア、ベルリン、アカデミー)受賞作の上映

日韓共同制作映画の上映

韓国映画への日本俳優出演許可および日韓映画週間の開催

ビデオは開放発表以後、国内で上映された日本映画のビデオを意味する。

b. 出版部門

日本語版単行本漫画、漫画雑誌

未開放部門 第1次開放で除かれた映画、ビデオ、アニメーション、大衆歌謡公演、レコード、ゲーム、放送

【第二次（1999年9月10日）】

a. 映画およびビデオ部門

公認された映画祭（映画振興委員会褒賞対象の映画祭、国際映画製作者連盟（FIAPF）で認められた映画祭など約70余り）の受賞作で、映画物等級委員会が観覧年齢制限なしと認定した作品（アニメーションを除く）

b. 公演部門

規模2000席以下の室内会場での日本大衆歌謡の公演許可（ただし、食品衛生法令によって食品接客業所での公演と公演実況の放送、レコードおよびビデオの製作、販売は不許可）

【第三次（2000年6月27日）】

a. 映画部門

映画物等級委員会で認めた「12歳以上観覧可」と「15歳以上観覧可」の映画まで追加開放（「18歳未満観覧不可」の映画だけ未開放）

b. 劇場用アニメーション部門

国際アニメーション映画祭を含む各種国際映画祭受賞作（現状では30編程度と推定）

c. ビデオ部門

開放対象の日本映画（アニメーションを含む）のうち国内で劇場上映された作品のビデオ

d. 公演部門

室内外の区分なく日本大衆歌謡を全面開放

e. 音盤（レコード・CD部門）

日本語歌唱音盤を除く音盤（演奏、第三国語歌唱、韓国語など）

f. ゲーム

ゲーム機用ビデオゲームを除くゲーム（コンピューターゲーム、オンラインゲーム、業者用ゲームなど）
プレイステーション1・2、ドリームキャスト、任天堂64などは未開放。

g. 放送

媒体の区分なくスポーツ、ドキュメンタリー、報道番組の放送を許可

ケーブルテレビおよび衛星放送の場合、公認された国際映画祭受賞作と国内上映作品（観覧制限のないもの）の映画の放映が許可

（出所）文化観光部「政府、日本大衆文化2次開放発表（1999年9月10日）」同「政府、日本大衆文化3次開放発表（2000年6月27日）」文化観光部ホーム ページ³⁵⁾

1次開放の際、日韓文化交流の基本原則として、国民的合意の下での政策樹立、段階的かつ積極的なアプローチ、相互主義原則、健全な文化交流、民間レベルの交流の推進、が提示された。さらに「過去の両国間における不幸な歴史との関係が少ない分野」「文化的価値の高い分野」から段階的に開放するが、同時に可視的な開放の成果が現れるように進めるという方向性を加えた。

同時に、韓国文化産業と大衆文化芸術の競争力を高めるために各種規制緩和および撤廃を実施し、「優秀創作物への助成」「文化産業の戦略的な育成のための基盤施設の構築」「統合電線網と共同物流センター設置による流通の現代化の促進」「国際的な水準の専門人力養成のための高等教育機関設立と関連学科の開設」などを骨子とする文化産業振興五ヵ年計画を立て、アニメ製作の専門的人材などのために、文化産業振興基金を2003年まで5000億ウォンを目標として助成する方針を明らかにした³⁶⁾。

このように韓国政府は非常に積極的な文化政策を実施し、日本大衆文化の開放措置も順調にすすんでいる。しかしここで注意しなければならないのは、この日本大衆文化の輸入開放措置は、一つの政策的な指針を発表したものにすぎないということである。つまり、このような措置を裏付けるものとして大統領令、文化長官令、例規、または告示などで明示的な法的指針が出されたわけではなかった。では、この開放措置によって国家による文化政策が規制緩和の方向に向かっているといえるのであろうか。文化観光部は、「日本大衆文化開放が日本大衆文化を他の外国の大衆文化と同一扱いするという意味でも、これまで裏ルートから導入されたものを公認し、その無条件な導入を許可するわけでもない。公演法・映画振興法など関連法上の各種の審議、輸入推薦、許可などの手続きを経ることによってこの過程で低質・不良な日本大衆文化はろ過される」ということを明らかにした³⁷⁾。ここに、日本大衆文化の開放措置については法的形態をとらず、その規制においてのみ法的手段を講じるという不均衡が生じていると見て取れる。すなわち、韓国政府による日本大衆文化開放政策は、あくまでも指針であり、その流入に対する全ての規制あるいはコントロールを放棄するという意味ではないのである。林夏生氏の言葉を引用すると、「より現実的な規制を行うため」の措置だと考えられる。これは、日本大衆文化の開放のみならず、先に紹介したように、文化政策全てに当てはまることではないだろうか。

韓国放送開発院は『日本文化の自由化に備えるわが放送の対応方案研究』のなかで、日本文化開放について「すでに自由化の是非を議論する段階ではなく、自由化によっていかに韓国社会を活性化するか、自由化を飛躍への一つのステップとして活かすことが重要である」とし、「韓国と日本社会の固有の歴史的関係に基づく特殊な面を戦術的に活用するべきだ」と述べている。すなわち、これをカードとして残すことで日韓の諸問題を自国に有利に解決できる可能性が確保されるというわけである。たとえば、日本大衆文化の開放によって、ドラマや歌謡曲、マンガなどの剽窃問題が表面化するおそれがある。これについて韓国の大衆音楽評論家であるイム・ジンモは、「日本の歌謡曲の剽窃問題は避けて通ることができない問題である。剽窃は親告罪に該当するので第三者の仲介が難しい。これは、開放以後、日本の著作権所有者たちから剽窃訴訟を起こされる可能性のことをいう。政府当局はこの問題を認識して、適切な措置をとることについての議論が進行しているとしているが、第三者でしかない政府による解決は根本的に限界がある。政府はある時点以前の剽窃に対する日本側の訴訟法規と完全開放を、『big

deal』的な特別措置を一つの例として、どのような形式であれ「包括的妥結」を導き出す必要がある」と指摘している³⁸⁾。このような具体的な諸問題を解決するために、日本大衆文化の開放を戦術的カードとして利用することもできよう。

おわりに

韓国は、日本による36年間の植民地統治によってその伝統文化が損なわれ、日本文化への同化を強制された歴史を持つ。日本の植民地支配ゆえに、戦後、日本文化が否定的に捉えられ、政府の政策としても大衆文化を含む日本文化の受け入れは拒否されつづけてきた。解放から50年余りを経て日本大衆文化開放政策が実施されている現在でも、対日感情が悪化する出来事が繰り返され、日韓両国における問題は解決されたとは言いがたい。

本論でも取り上げたように、韓国では、外国および外国人の公演、図書、漫画、音盤、ビデオ、映画などの大衆文化を輸入するためには、公演法、映画振興法、音盤・ビデオおよびゲームに関する法律、外国刊行物輸入配布等に関する法律などにより、映像物等級委員会の輸入推薦（公演、音盤、ビデオ、映画等）または文化部長官の輸入推薦（図書、漫画等）を受けなければならない。日本大衆文化もこのような規定を根拠として、暴力性、猥褻性、国民感情などの名目で輸入が禁止され、またその輸入禁止が正当化されてきた。これまでこの問題については、国民感情や国内文化産業保護のような側面からのみ論議あるいは研究されてきたといえる。

日本大衆文化の開放が具体的に検討されるようになった背景としては、韓国の文化、芸術に携わる人たち、あるいは一般の人たちが「言論・表現の自由」をある程度獲得できるようになったことが考えられる。つまり日本大衆文化の開放は、自国の文化が表現の自由を保障されるようになってきたことと関係が深いといえよう。しかしながら、憲法裁判所で憲法上の表現の自由、検閲禁止、言論出版の自由が問題とされて各種の等級審査制度などの是非が争われたことはあるが、日本大衆文化開放と関連して、表現の自由などが法廷で争われたことは未だかつてない。

一国家が、国の政策の一つとして文化政策を講じることは当然のことである。ただし、そこには一般市民がそれに対して意思を反映させることができる道が残されるべきであろう。しかしながら、日本大衆文化についてはそれを法的に規制することはあっても、その規制に対して法的に対抗する事例はなかった。規制に対する反論、不満があるとしても、法廷で争われるまでに至らないのが現在の状況である。韓国では民主化運動が活発になるに従って、左翼・北朝鮮系の表現物や「猥褻」物に関わる様々な悪法や規制に対して告発がなされてきた。しかしながら、日本大衆文化を巡る問題についての法的提起あるいは論議は皆無に近い。万が一、「表現の自由」の制限を理由に日本大衆文化の規制について訴訟が行われるとしたら、勝訴の可能

性は高い。にもかかわらず、日本大衆文化については、それが行われていないところに、この問題の複雑さがあらわれている。その背後にある理由としては、日本大衆文化が「戦後補償を清算していない日本という国の文化」であること、そして「大衆文化という記号のもつマイナスイメージが相対化されていない³⁹⁾」など、法的規制外の歴史的・文化的・社会的な自主規制の水圧の存在が指摘できると思われる。

<注>

- 1) 『中央日報』2002, 8, 12朝刊、<韓国語>
- 2) 林夏生「韓国の文化交流政策と日韓関係」『国際文化交流の政治・経済学』勁草書房 1999 P233
- 3) 『国語辞典』大衆；松村明ほか、旺文社、1994
- 4) 林夏生、上掲書 P232
- 5) 同上 P235
- 6) 鄭大均、「解放後の日本文化-受容と排除の様式」『日韓のパラレリズム』三交社、1992、P194
- 7) 林夏生、上掲書P236
- 8) 黄盛彬、「韓国の日本文化解禁」『メディア情報調査リポート』NHK放送文化研究所、1999.4
- 9) 林夏生、上掲書P233
- 10) 金学泉、「日本大衆文化の開放」『日本大衆文化と日韓関係』三元社、2002、P25
- 11) 金学泉、上掲書P20
- 12) 許嘗、「韓国憲法論」博英社、1990、P532、<韓国語>
- 13) 崔古城、「韓国における日本文化の受容と葛藤」『思想』817巻、岩波書店、P174
- 14) 憲法裁判、1998. 4.20 「憲法判例集」第10巻第1集、P327、<韓国語>
- 15) ユン・ジェゴル、「禁止曲の歴史(クムジコゲヨクサ)」『韓国の大衆文化』康賢斗編、ナナム出版、1991、P277 294、<韓国語>
- 16) 鄭在景、「朴正熙思想序説」集文堂、1991、P47
- 17) 林夏生、上掲書P240
- 18) 黄盛彬、上掲書 P23
- 19) 鄭淳日「韓国の放送と日本の大衆文化」『NHK放送研究と調査』NHKブックス 1999.3 P16
- 20) 陰旋法(いんせんぼう)ともいう。宮と商と徴(ち)と羽との間が各々一律をなす5声の旋法で、江戸時代の都会において三味線音楽に発達した。 広辞苑より。ここでは、「日本的」な旋律を言う。
- 21) 鄭淳日、上掲書 P12
- 22) 月刊「放送審議」韓国放送委員会、1987年9月号、<韓国語>
- 23) 尹景徹、「分断後の韓国政治」木鐸社、1986年、P416
- 24) 「朝日新聞」1994・2・3 第29面
- 25) 韓国映像資料院 <http://www.koreafilm.or.kr/index.asp> 2002・8・20、<韓国語>
- 26) クォン・セギ「映画法第12条の違憲決定：争点と課題」、<http://www.nanet.go.kr> 2002・8・1 <韓国語>
- 27) 映像物等級委員会、<http://www.kmr.or.kr>、2002. 10.17 <韓国語>
- 28) 金哲洙、上掲書P591
- 29) 韓国映像資料院 <http://www.koreafilm.or.kr/index.asp> 2002・8・20 <韓国語>
- 30) 鄭宗燮、上掲書 P2433
- 31) 鄭宗燮、「韓国の民主化過程における憲法裁判所と基本権の実現」『立命館法学266号』1999. 1. P938
- 32) 金学泉、上掲書 P24
- 33) 林夏生、上掲書 P249 - 250
- 34) イム・ジンモ(大衆音楽評論家)、「日本大衆音楽の開放」『市民と弁護士』1999.11、P34、<韓国語>
- 35) 小針進、上掲書 P79

- 36) 韓敬九、「日本文化開放を考える」『立法調査研究253』1998,10、<韓国語>
- 37) 韓敬九、上掲書
- 38) イム・ジンモ、上掲書 P35
- 39) 馬居政幸・夫伯「韓国における日本大衆文化の調査研究(4)」P 49 『静岡大学教育学部研究報告、人文・社会科学編』静岡大学教育学部、2001. 3